

岡崎市市民活動団体登録要件に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市市民協働推進条例施行規則（平成21年岡崎市規則第25号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する、市民活動団体登録における要件の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公益活動の定義)

第2条 市民活動団体登録に係る公益活動は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 広く市民社会一般の利益に資する活動を行う特定非営利活動法人又はそれに準ずる非営利活動団体が行うもの
- (2) 主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる分野であるもの
- (3) 前号に該当する活動と、過去の実績等により明らかにできるもの
(公益活動に当てはまらない活動)

第3条 次の各号に掲げる活動は、市民活動団体登録に係る公益活動には当たらないものとする。

- (1) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント及び大会参加等）
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会
- (3) 家元制や流派による活動
- (4) 会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動
- (5) 活動によって得た利益や資産を構成員へ分配する活動、労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる社会一般で妥当とされる賃金と比較してあまりにも高額な活動

(用語の解釈)

第4条 規則第6条第1項に掲げる次の各号の用語の解釈は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成員 当該団体へ継続的に所属し、専ら会の運営に参画する者
- (2) 加入及び脱退 構成員になること及び構成員を辞すること
(要件を充足しない状態)

第5条 規則第6条第1項の各号に関し、団体が別表に掲げる状態にあるときは、市民活動団体の要件を充足しないと判断する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日より前に登録を受けている団体においては、別表の該当要件中、3及び4における状態は同日に適用し、その他における状態は、平成26年4月1日から適用する。

別表

該当要件	要件を充足しない状態
1 規則第6条第1項第1号	<p>1 前年度の市民活動実績報告書に会員外の一般市民が参加した公益活動を実施した旨の記載がない。ただし、当該年度中に新規に登録を受けようとする団体は、申請前1年間に会員外の一般市民が参加した公益活動を実施していない。</p> <p>2 当該団体が前年度実施したすべての公益活動の主たる会場が市外であった。</p> <p>3 当該団体の主たる事務所が市外であり、かつ前年度実施した公益活動の過半数が市外であった。</p>
2 同第2号	<p>規約等に会員外である市民一般を対象とした活動目的の記述がない。ただし、別途書面で当該目的を有している旨の弁明をした場合を除く。</p>
3 同第3号	<p>1 当該年度4月1日現在において構成員が5人に満たない。</p> <p>2 前年度一時的に構成員が5人に満たない状態が2箇月以上続いた。</p> <p>3 前年度において、会の運営に全く参画していない構成員を除くと、5人に満たない。</p>
4 同第4号	<p>1 当該年度4月1日現在において市内に住所を有する構成員が所属していない。</p> <p>2 前年度一時的に市内に住所を有する構成員が所属していない状態が2箇月以上続いた。</p> <p>3 前年度において、会の運営に全く参画していない構成員を除くと、市内に住所を有するものがない。</p>
5 同第5号	<p>規約等に加入または脱退する際、会の役員会等の承認が必要と明記されている。ただし、別途書面で不承認となった事例がない旨の弁明をした場合を除く。</p>